出

席

議

員

二、欠席議員

なし

十九八七六五四三二一

番番番番番番番番番

 農業委員会事務局長

 數
 有

 会
 計
 管
 理
 母

 於
 療
 所
 事
 要
 長

 整
 業
 振
 興
 長
 長

 整
 業
 振
 興
 長
 長

 數
 有
 次
 長
 長

 數
 有
 次
 長

 數
 有
 次
 長

 數
 有
 次
 長

 數
 有
 次
 長

 數
 有
 次
 長

議会事務局書記議 会事務局長

岩 大

坪 田

百 一 合 夫

議 事 日 程

別紙のとおりである。

<del>其</del>

議 事 日

程

平成二十三年六月一小値賀町議会第二日 回定 例 会

成二十三年六月十六日(木曜 月) 午前 九時三十一 分

開

議

六 五 四 三 二 議議議議 会議録署名 職案第三三号 概案第三一号 ... 案 来第三八号 来第三三号 二三号 議員: 八号 平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算(第一号)一号 小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案一号 小値賀町税条例の一部を改正する条例案 ラ 小値賀町税条例の一部を改正する条例案 房 小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案 議員指名( 岩坪義光議員 ・ 伊藤忠之議員 )

第第第第第第

#### 午前九時三十一分開議

議長(立石隆教) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

# 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、 会議規則第百十八条の規定によって、 八番・岩坪義光議員、 九番 伊藤忠之議員を指名しま

# 日程第二、議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案を議題とし、 昨日の議事を続けます。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

**一番(近藤育雄)** 議長、一番、修正動議。

**議長(立石隆教)**近藤 議員

一番(近藤育雄) 修正動議です。

一及び小値賀町議会会議規則第十七条の規定により、 私は、議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案に対する修正動議を、地方自治法第百十五条の 別紙のとおり修正案を添えて提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) ただいま、近藤議員から、 議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案に対し、

先程の動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。修正動議が提出されました。

しばらく休憩します。

(近藤議員、修正案を議長に提出)

(事務局職員、修正案を議員・執行部へ配付)

一再開午前九時三十四一休憩午前九時三十三

分分

#### **藏長(立石隆教)** 再開します。

議案第三一号、 小値賀町敬老祝金支給条例の 部を改正する条例案に対しては、 近藤議員から、 お手元に配 付しました、

修正の動議が提出されました。

したがいまして、 これを原案と併せて議題とし、 提出者の説明を求めます。 近 藤 議 員

案を進めるためにも、 一番 (近藤育雄) 本案については、 本件に一応の決着をみたく、 今回の定例会の中でも重要な案件と認識しております。 修正案を提出するものです。 後に続く予算案等の 重要な

問題の重要性に鑑み、 少々長くなりますがご理解をお願いし、趣旨の説明に入らせていただきます。

後の財政運営如何によっては、すぐにでも財政悪化を来たす可能性も甚だ大であります。 行財政改革を行なってきております。これまでの努力により、 齢者の皆様に対して、 しかしながら、一方で、本町は自立の道を選択して以来、町の借金である町債の残高を減らすべく、爪に火を点す思いで、 本案については、長年厳しい時代を乗り越えられ、 感謝の意、 敬老の意を表したいという町長の考えは十分理解できるものであり、 小値賀町の発展、子ども達の育成などに大きな貢献をしてこられた高 些か厳しい状況からは脱しつつある段階でもありますが、 同感であります。

た、先の東北大震災の影響による地方交付税等の 今後に控えている新規事業、その他、修理修復の必要なものが軒並み出てくることによる歳出要因の増加は否め というの 本案による歳出の増は四百万円程度であり、この一年だけであれば「大した額ではない。」という答弁も理解できますが は、 些か 近視眼的であると考えます。 減 額、 町税の減収などが見込まれる中で、この金額だけを大した額では ません。 な

大きな環境の変化が また、 先の議会でも十分に審議を尽くして決定した改正を、四年も経たないうちに元に戻すとなれば、 あったという理屈が必要になります。本当に、 町の財政状況は安心できるところに来ているの それなりの か 理由、 政

から確 実に脱 出しているという今の流 れ は、 今後も続くのかなど総合的に十分な検討議 闘論が必

いら 副町長を置かないことによる人件費分をこれに充てることで、財源については問題なしとの考えも理解できます。 過疎化の問題などを考慮すれば簡単に諸手を挙げて賛成とは言い難いものがあります。仮に、本年においてのみを考えれ える人の減少による高齢化率が五○%を超えるという近い将来を考えたとき、今後このことが常態化すると、 [かれた高齢者に対する有効な方策とは思えません。 町長のマニフェストの事を考えれば、 いれている高齢者の方々への細やかな支援はどうあれば良いのかなど、この問題を通して多くのことを考えさせられます。 .齢者を取り巻く環境が厳しくなっていることは、 無下にその思いを否定する訳にもいきません。 重々承知しておりますが、 財政の問題 敬老の気持ちをどう表わせば良いのか、厳しい生活を強 敬老祝金を支給するだけが、 しかし、高齢者に対して、 厳しい 財 源の問題、 それを支

長部局でも調査検討し、 そこで、 敬老の気持ちの表わし方、 本年一年間に限り本改正案を認め、 議論を重ねるべきだと考えます。 本当に困っている高齢者へのきめ細やかな対策、 一年間を掛けて、 財政全般の見直し、 おっとん券などによる支給等、 新たな財源としての人件費の 議会でも 削 減  $\mathcal{O}$ 

よって、 よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。 、平成二十四年三月三十一日までとする。」とし、 小値賀町敬老祝金支給条例の附則の 「この条例は、公布 時限をきって、 の日から施行する。」 今後十分に検討していくというものです。 を「この条例は、 公布の 日 から

以上です。

**議長(立石隆教)** これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議員

七番 ただいまの修正動議に関しましては、 中々評価される部分があると私は思います。

ぱりこの敬老祝金を支給するのは、 例えば長崎県でも廃止をしており、 しかしながら、極論ですけど、私の持論ですけども、やっぱり社会の流れですね、こういった流れでやっぱり全国 近隣自治体でも昨日言ったように見直しを進めています。 私は反対だというふうに思っております。 以上です。 このような流れの中で、 津々浦

**礟長(立石隆教)** ほかに質疑はありません

施

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に対する賛成者の発言を許します。

五番 (土川重佳) 私は、原案の方に賛成という立場で討論いたします。

きた方に対する私はそういう思いで、昔の敬老祝金に町長もマニフェストの一番に掲げて選挙運動をやった訳でございます。 何も無いときに今のお年寄り達が今のように機械が無い中に自分達の体で身を削って、島の発展、子育て、一生懸命やって と言いますのは、私も三年前と昨日議員さんと話し合いの色々ありましたけども、やはり戦後六十五年もうなって戦 些か大丈夫なのかなと思いました。四百二十何万ですかね。そういう本当に今、

る、よく考えて財源の問題が大事だと私も思っております。

私も財源等の関係から、

ういう給料等の考えを見直し、やはり東北震災の折にそういうことから国家公務員の給料を一割減、やはり年寄りばっかり 案の方に賛成いたします。 辛抱せれっち、 共済年金、六月頃から二万八千円ちょっとの我々が今まで支払ったそういうお金も自分達の給料に入ってきます。やはりそ すから、それをしてあげたいという気持ちと、その財源が無いのならば、今後、 でございますけども、 しかしながら、 自分達もやはりここで給料の見直し、そういうことを財源の一部にも私は充てたいという気持ちで、 その人達が居たから、今の小値賀が在り、自分達が在り、こうしてここで素晴らしい議論を重ねている訳 私の場合は、その人達に今の時代に本当に少ないお金ですけども、少しでも楽しみを、一年に一回で 我々議員の給料、 報酬等の見直し、 そして

議長 (立石隆教) 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

正案に賛成・反対の討論、 英明) その前にちょっと流れをちょっと確認したいんですけども、 という格好になってくる訳ですか。 原案に今、 賛成・ 反対の討論 それから修

員

議長 (立石隆教) はい。

英明 は 分かりました。

> Ш 議 員

土

- 4 -

小値賀町は辛抱す

そしたら、私は、反対の立場で討論をいたします。

思えません。このような政策とも思えない行政を司っていけば、そのうち、 に逆行するのは如 治体も殆どが見直 火を見るより明らかです。 何なものかと察するに余り有るものがあります。お金を配って、 しをする中、 1 財政状況、 また長崎県も廃止する中、 高 齢 者  $\bigcirc$ 増 加の中、 全国の各自治体が廃止や見直 旧制度に戻すとは納得いかないものがあります。 財政状況は再び 丸投げするだけであり、 しを進 めています。 厳しい状況に陥ってしまうこと この 現代社会の流 到 ように、 底、 気策とは

我々が議会で議論した内容を、二年しか経っていないのに元に戻すとは、 ような状況の中で、敬老祝金を元に戻すと、財政的負担が増し、当時の議論が否定されることにもなり兼ねないと思います。 お年寄りのために思いやりのある政策を掲げ実施しており、 ビリ施設等、こういうふうに高齢者生きがい拠点施設として有効利用できるような施設に改修をしております。 しており、また現在は、 老人クラブの方達が不満を漏らしているなら、いざ知らず、 以上です。 以上、ご提言申し上げまして、私は、 旧図書館をお年寄り専用の施設にと、①ミニ図書館、 小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案について反対いたしま 何等問題視するようなことは無いものと思っております。 見直しによる余ったお金は、 議会軽視であり、 ②喫茶コーナー、③カラオケルー 簡単に考えてもらっては困り 敬老パスや配食サー このように、 ビス等に ④ リ ハ ŧ 口

**議長(立石隆教)** 次に、修正案に対する反対者の発言を許します。

浦 議員

七番(浦 英明) 私は、修正案に対しまして反対の立場で討論いたします。

たけど、 財政 長崎県も廃止する中、 で、合計で一億五千万円ぐらいと、最悪二億円程の減収になるのではないかというふうに私は心配をしております。 時限立法で一年間に限るとした修正案に 状況 歳入が大きく落ち込む状況が想定される中、 発ど回ってこないものと推 まさにその 高齢 i者 の )増加 通りで、 旧制度に戻すとは納得いかないものがあります。 の中、 地方交付税は、 全国の各自治体 測されます。 は、 人口統計調査による人口減で五千五百万円減り、 ある程度評価をいたします。 が廃止や見直 特別交付税は、二十年 政 策とも思えない しを進めている中、 度一 ある議員が、 行政を司ってい しかしながら、 億円、二十一年度 また、近隣自治体も殆どが見直しする中、 「交付金も減る。」と言っておりま けば、 あくまでも、 特別交付税は そのうち、 億四千万円 敬老祝· 財 東北 きて 政 状 おりました 況 地 金 方の地震 は 厳 び

しい状況に陥ってしまうことは、火を見るより明らかです。

議会で討論した内容を、二年しか経たないのに元に戻すとは、 況の中で、 スや配食サービス、 敬老祝金を元に戻すと、財政的負担が増し、 ましたように、 その他に回っております。 老人クラブの方達が不満を漏らしているなら、 何等問題視することは無いものというふうに思っております。このような状 当時の議論が否定されることにもなり兼ねないと思います。 議会軽視であり、 いざ知らず、 簡単に考えてもらっては困ります。 見直し による余ったお 金 は、

以上、提言申し上げまして、私は反対いたします。

**議長(立石隆教)** 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

次に、修正案に賛成者の発言を許します。 議長(立石隆教) 賛成討論なしと認めます。

で討論をいたします。 三番 (宮﨑良保) 私は、 議案第三一号、小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案の修正案に対し、 賛 成の立

宮

律の中で、 ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。」とあります。 敬老の日の趣旨に則った支給方法だと考えるからであります。敬老の日とは、国民の祝日に関する法律第一条にある目的で、 その実現のために政策目標、 ということです。町長は、市町村の市町候補が独自に作成するローカルマニフェストの趣旨に則り、地域の目指す姿を掲げ、 「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、 賛成の理由は、二つです。一つは、 目的でも、 何物にも代えがたいものであり、 は、 高齢者の生活向上に努めるよう、若い世代に促すという気持ちが込められております。 敬老の 長い間、 「この条例は、 日は、「九月の第三月曜日に多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、 社会のためにつくしてきた高齢者を敬い、 財源、 高齢者に対して敬老の意を表し、 達成期限について数値目標を含めて、具体的に説明していることであります。このこと 西町長が選挙マニフェストに掲げられて当選をしたことで、 尊重すべき事項だと考えます。 長寿を祝う日であり、 その長寿を祝福するため、 二つ目は、 この祝金が敬老の日に交付するに当たり、 より豊かな生活を築きあげるために、 それと共に高齢者の福祉について感 敬老祝金の給付 長寿を祝う。」とあります。 町民の民意を受けて 小値賀町敬老祝金支給条 また、 る

は、 より良い条例の策定のために十分な議論と調査を為すため、 しょうか。 めに努力してきた人達であります。年に一回、 程度の年金額では、 を深める方法として、決して高額な額とは言えません。更に町民の大多数は、 向上についての関心を深め、 歸者 交付されており、 四十八万円前後で、それから介護保険料、並びに後期高齢者医療保険など、  $\mathcal{O}$ 福 しかし、本原案については、平成二十年十二月に改正されたばかりであり、 の向上に資することを目的とする。」となっております。 日々の暮らしに一生懸命な状態で、 敬老の意を表 町民一体となった敬老の日を祝うためには、高齢者全員に支給するのは、 し、その長寿を祝福し、 お互いの長寿を祝うため、 とても敬老の日を祝う余裕などありません。戦後の混乱期を町のた 高齢者の福 期限付きの本議案第三一号の修正案に賛成をいたします。 祉の向上に資すると言えるでしょうか。 現 在 行政が祝金として交付するのに何の異議がありま の条例は、 国民年金で暮らしております。年間の年金額 年間八万弱が差し引かれております。 基本的には個人毎の長寿に達した者 また、財源等の議 町民全員にその意義 論が少なく、 また、 この

議長 (「討論なし」と呼ぶ者あり) (立石隆教) ほかに討論はありませんか。

議長 (立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第三一号、 小値賀町敬老祝 金支給条例 0 部を改正する条例 【案に対する修正案につい て、 本修正 一案に賛成の 方

起立願います。

(賛成者起立)

(立石隆教) 起立多数です。

したがって、 修正案は、可決されました。

ただいま修正議決した件を除く原案について、

次に、

修正議決した件を除く部分については、 起立 願

起立によって採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は、

(成者起立)

#### 議長 (立石隆教) 起立多数です。

したがって、修正議決した件を除く部分は、 原案のとおり可決されました。

よって、議案第三一号、 小値賀町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例案は、 修正可決されました。

# 日程第三、議案第三〇号、小値賀町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

#### 町長 () () 西 **浩三)** おはようございます。

相変わらずの声でございます。失礼をいたします。

議案第三〇号、 小値賀町税条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

するものでございます。 一にする者が所有する軽自動車税について、身体障害者の場合、十八歳未満に限るという年齢制限を撤廃し、減免しようと 今回の改正内容は、 軽自動車税に係る身体障害者等の減免規程を見直すものでございまして、具体的には障害者と生計

うとするものでございます。 生じていたこと、県内の半数以上の自治体が運用も含めて年齢制限を設けていないことから、 齢制限がないため、本町内においても普通車だと、税の免除が受けられ、軽自動車だと現行では減免とならない不公平感が 改正の理由といたしましては、車の名義が障害者本人であるかないかだけで減免の対象となること、また、県条例には年 本町においても、改正をしよ

条文については第九十条の文言の改めになりますが、 新旧対照表を添付しておりますので参考にしていただきたいと思い

議長 以上、改正の内容をご説明いたしました。よろしくご審議の上、 (立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。 適正なご決定をいただきますようお願いをいたします。

#### これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小 議 員

(小辻隆治郎) まず、 この条例の 部を改正する条例案が、 小値賀町独自の政策なのか。 そして、 該当者は何人おる

更に何故、 今の時期にこれ を出 したのか。 この三点につい て、 お伺 いします。

#### (立石隆教) 政 課

#### 財政課長 (中川一 也 お答えいたします。

八歳」というのが記述されていないというような状況になっておりまして、長崎県の自動車税も同じような形になっており いった中で、長崎県内の全自治体を見てみますと、先程の提案理由でもございましたように、殆どの自治体の方で、その「十 税条例が出来てからずっと改正が来ておりまして、この文言につきましても改正等がずっと重ねられて来ております。 ので、殆どの自治体で同じでございます。ただ、改正がずっと付きまといますので、この歴史を見てみると、毎年のように 一つ目のご質問でございますが、税条例というのは基本的に国の方から地方税法に基づいて準則的なものが流れてきます そう

査するとあと二十件余りほど、もし仮に全ての方が申請を出して来られれば、増えるような予定になります。 これによる実際の影響といいますか、 対象は、 今現在、今年度申請がなされたのが、 十四件でございます。 おおよそ、 調

請が上がってきた中で、そういった案件がございまして、 では少しそういった点が不備なのかなというふうに考えましたので、 何故、今の時点に出すかと申しますと、実は五月の申請、 申請取り下げ、却下されたということがございまして、 五月に軽自動車税が賦課される訳ですけれども、その 今度の六月に提案させていただきました。 この条例 時点で申

### (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教)

ほかに質疑はありませんか。

#### (立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

(立石隆教) で討論を終わります。 討論なしと認めます。

これから、議案第三〇号、 小値賀町税条例の 部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第三〇号、 小値賀町税条例の一部を改正する条例案は、 原案のとおり可決されました。

お諮りします。

宅管理条例の一部を改正する条例案については、 日程第四、 議案第三二号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案及び日程第五、議案第三三号、 関連がありますので、一括議題としたいと思います。 小値賀町町有住

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、日程第四、 議案第三二号、日程第五、

議案第三二号、 議案第三三号の提案理由の説明を求めます。

議案第三三号を一括議題とします。

長

町長 (西

例の一部を改正する条例案について、一括して提案理由のご説明をいたします。 浩三 議案第三二号、 小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案及び議案第三三号、 町有住宅管理条

団地」を町有住宅管理条例へ移行させ、 今回の改正は、三二号議案の町営住宅管理条例と三三号議案の町有住宅管理条例のそれぞれの別表の改正を行い、 合せて各団地について所在地番の訂正を行おうとするものでございます。 市

りますよう、お願いを申し上げます。 以上で説明を終わります。 詳細については、担当課長より説明をさせていただきますが、ご審議の上、適正なご決定を賜

議長 (立石隆教) 建 設 課 長

(升水裕司) 議案第三二号の説明をさせていただきます。

今回 の条例改正は、 設置に係る条項の別表第 の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧下さい。

く町有住宅として管理すべきとの指導もあり、今回、 ておりましたけれども、 平成二十年三月に細川建設所有の住宅八棟を国の補助金を使用し、取得した住宅である関係上、町営住宅として管理いたし 主なものといたしまして、各団地について所在地の番地表示の訂正をいたしております。 補助金が入っているとはいえ、公営住宅法により整備した住宅ではないことから、 本条例の別表第一から削除し、 町有住宅の方へ移行するものです。 「市司団地」につきましては、 町営住宅ではな

続きまして、 なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。 議案第三三号の条例改正も、 設置条項に係る別表の改正を行うものでございます。

同じく新旧対照表をご覧下さい。

改正の主なものとして、各住宅の所在地を小値賀町から表示するとともに、 「市司住宅」につきましては、先程の議案第三二号でご説明いたしましたとおり、 番地表示の訂正をいたしております。 町営住宅から削除し、

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

この変更による家賃額に変更はございません。

以上で説明を終わります。

するものです。

**議長(立石隆教)** これで提案理由 の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第三二号についての討論を行 います。

討論はありませんか。

「討論なし」と呼ぶ者あり)

町有住宅へ移行

## 議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三二号、小値賀町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

これから、議案第三三号についての討論を行います。 したがって、議案第三二号、小値賀町町営住宅管理条例の一 部を改正する条例案は、 原案のとおり可決されました。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三三号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(立石隆教)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第三三号、小値賀町町有住宅管理条例の一部を改正する条例案は、 原案のとおり可決されました。

# 日程第六、議案第三八号、平成二十三年度小値賀町一般会計補正予算 (第一号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

長

町長 (西 浩三) 議案第三八号、平成二十三年度小値賀町一 般会計補正予算 (第一号) についてご説明いたします。

より、 今回 政策的事業や各種補助金について、肉付けをしたものでございます。 の補正予算は、 皆様もご承知 のとおり、 今年度が統 一地方選挙の年の 関係から、 初予算が骨格予算であったことに

歳入歳出予算の総額は、 歳入歳出それぞれ二億一千四百三十三万六千円を追加し、二十四 億九千百三万六千円とするもの

いては、 わたる従来事業や各種団体等に対する補助金の計上が主なものでございます。 防火水槽三箇所の改築工事及び小型ポンプ車三台の計上、 めに落花生生産拡大事業費の計上、土木費においては、 金の計上、民生費においては、高齢者に対して敬老の意を表し、その長寿を祝福するための敬老祝金の計上、水産業費にお 騰対策事業に係る地方債の計上、漁港施設改良工事から生じる残土処理に係る埋立地使用料の計上が主なものでございます。 『NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会』へ委託する、 歳入では、小中学校建設のための解体工事に係る国庫補助金及び地方債の計上、大人向け個 歳出では、総務費においては、庁舎建設から二十三年経過したことにより、空調設備等の修理に備えて庁舎整備基金積立 漁業用燃油高騰対策補助金、 小値賀漁港残土処理関連事業費の計上、 産業道路としての町道大浦線改良工事の計上、消防費においては、 教育費においては、 、ふるさと雇用再生特例基金事業補助金 商工費においては、 小値賀小学校解体工事費の計上、及び全款に 人体験型観光を展開 地場産業の育成強化のた の計上、 漁業用燃油 するため 高

以上、補正予算の概要をご説明いたしました。

うお願いをいたします。 なお、詳細については、 担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、 適正なご決定を賜 ŋ ますよ

### **議長(立石隆教)** 財 政 課 長

財政課長(中川一也) 一般会計補正予算(第一号)についてご説明いたします。

算総額を二十四億九千百三万六千円とするものです。 第一条は、第一表「歳入歳出予算補正」に示しますとおり、歳入歳出それぞれ二億一千四百三十三万六千円を追加 予

地方債の追加で、 過疎債のソフト分とハード分を計上い たしております。

それでは歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入よりご説明いたします。

玉 庫支出 項・ 国庫補助 金三千八百五十八万七千円の補正は、 六目 教育費国 庫 補助金で小学校解体工事 に

係 百五 十万円が主なもので、 補 正 後 の額を五千六百七十五万三千円としておりま す。

補助 七万五千円補正 念二百五十二万三千円が主なもので、 款 • 県支出 Ļ 傘、 二項・県補助 千五百三十一万九千円としております。 金四 百十四 補正後の額を 万八千円の計上は、 億五千九百二十三万円としております。 五. 目・ 商工費県補助 金、 ふるさと雇用再生: 同じく三項・委託 特例 基 金を十 業

円計 百六十六万五千円としております。 十七款 上し、 ·繰入金、 補正後の額を五百七十万二千円としております。 項・基金繰入金、 同じく二項・特別会計繰入金は、 三目・まちづくり担い手育成基金繰入金を百万円計上し、 四 目 • 国民健康保険診療所特別会計繰入金五百七十万 補正後の基金繰 入金を二

円としております。 十八款、 一項、 目 • 繰越金一億一千六百七十一万八千円を増額し、 補正後の 前年度繰越金を一億六千六百七十一万八千

係る地域の文化芸術活動支援事業助 二十款、 十九款・諸収入、 項・町債は、 兀 項、 第二表のとおり三千六百九十万円を補正し、 五 貝 十一頁です。 兀 節・ 成金二百七十万円が主なもので、補正後の額を四千七百八十三万二千円としております。 雑入は笛吹漁港工事に係る埋立 地使用料六百 補正後の額を一億六千五百万円としております。 八 十四万四千円、 おぢ カ .国際音楽祭に

歳出について申し上げます。

ております。 項・選挙費は、 万三千円としております。 舎整備基金積立金二千五百六十四万円、 一款・総務費、 八目・空港費百三万円、十一目・ふるさと創生事業費百 七目 項 海区漁業調整委員会委員選挙費十八万円ほか二十一万七千円の計上で、 総務管理費は、 三項、一目・ 各節 戸籍住民基本台帳費を 六目・企画費はUIターン促進事業、 のとおり、一 目·一般管理費三百三十八万八千円、 万円を計上し、 一千円補正し、 二千五百四十九万二千円としております。 補正後の一項・総務管理費を三億三千七十九 アイランダー関連事業で二百六十万九千円を 補正後の額を九百一万円とし 五.目 財 産管理 費に役場 兀 庁

上でございまし 祉費七万三千円を計上、 ·民生費、一 項・社会福祉費は、 て、 九百二十万六千円を計上し、 補正後の額を五千四百五十九万九千円としております。 一 目 • 社会福祉総務費で社会福祉協議会補助金、 補正後の社会福祉費を三億1 一千七十一 三目 万二千円としております。 老人福祉 費で敬老祝 二項 金  $\mathcal{O}$ 追

衛生費、 項 保健衛生費は 目 保健衛生総務費で、 診療所会計決算に伴う二十八節 繰出 金 千 五百七 十五.

費を八千三百十六 万円 の総 0 減 額 額 上 が 主なも 万一千円としておりま 百二十六 0 万五千 で、 三目 円 としております。 • 環境衛生費 万三千円、 二 項 • 清 兀 掃 目 費 健 目 康増進費三十三万七千円を計 塵芥処 (理費十三万九千 白 計 上 į 上 補 補 正 正 後 後  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 清 健 衛

円を計 二百六十七万円を計上、三目・水産施設費に十九万六千円、 八万円としております。 農業費の総額を一 五. 款 ・農林水産 三項・水産業費の総額 億五千 一業費、 三項・ 六百九十五 項 農業費、 水産業費は、二目・ 万一 を一億九千七百七十七万四千円としております。 三目・ 千円としております。 農業振興費二百十八万六千 水産業振興費で、 旧目・ 二項・林業費五十四万四千円を計上、 漁港管理費二百十四 燃油 ·価格上昇による漁業者負担に 屯 几 目 ・畜産業費二十三万円を計上 万六千円、 五目 補正 対する補助 漁 後の林業費を二千 港建設 費四 金 他 百 項 万

を計 ンドツーリズム促進事業、 一千百四十三万二千円を計上、 六款、 上し、 項 補正後の 商工 商 費、 工費の総額を一 <u>一</u> 目 おぢか国際音楽祭に係る補助金、 四目・じげもん振興費は、 商工業振興費五百 億一千六百六十万九千円としております。 九十五万円、 落花生生産拡大事業実証試験 小値賀「食」の 三目 観光費は、 観光推進事業に係る補助金の計 ふるさと特例基金事業に係るニュ のための備品他四 百二十一万 上 が 主な 九 ア  $\mathcal{O}$ 千円 で、 イラ

宅費を五百二十二万三千円としております。 万円の計上で、 七款・土木費、 補正後の道路橋梁費を一千 、二項・ 道路橋梁費、 二目・道路維持費百万円、 九百五十四万六千円としております。 三目 ・道路新設改良費は町道大浦中央線道路改良事 三項・ス 住宅費に百万円計 上し、 補 正 業 後  $\mathcal{O}$ 九 Ŧī. 住 百

款、 計上し、 項 補 消防費、 正 一後の消 <u>一</u>目 防 費を一 消防施設費は、 億二千七百-十一万七千円としておりま 防 火 、水槽整備費と小型ポンプ 付 積載 車 購 入費が主 なもので五千六百 六十 万

を百 百九 ております。 百二十 一九万九千円計上し、 款・教育費、 で補正 万六千円計 应 万一 予 算 二項・小値賀小学校費は、 項・ 千 0 屯 説 上 保健体育費を百六十五万円計上し、 明 三目・ を 補正後の小値賀小学校費の額を八千二百三十五万二千円としております。 終わります。 補正後の 総合セ 額 を タ 一千四百 /—費 二目・教育振興費七十三万二千円、 十二万七千円を計 九十八万四千円としております。 補正後の 上 額 補 を 正 一千 後の社会教育費の -九百三十万六千円としております。 目 七 項 学校 社会教育費、 総額を六千八 建設費に小 兀 · 項 学校 八百十八 目 小値賀-社会教育総務 体 万 工 九 中学校費 事 千 六 九

議長 (立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第一表 『歳入歳出予算補正』について、 歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第十三款・国 庫支出 . . 金

七番 この部分については、 浦 英明) 二節の小学校費補助金の三千八百五十万円ですけども、これは先程、解体工事と言われました。それで、 町債の方でも出てきますけれども、 これは後で良いです。この三千八百五十万円、 これは補助率とい

浦

議

員

議長(立石隆教) 育次長

いますか、何%ですか。

お尋ねします。

教育次長(尾﨑孝三) お答えいたします。

事業費の十分の五・五でございます。

七番 に対する五五%ですかね。 浦 英明)

議長(立石隆教)

浦

議員

確認のためにちょっとお尋ねしますけども、 これは後で歳出で出てくる六千九百九十九万九千円、

費として見積もっております。 教育次長(尾﨑孝三) 六千九百九十九万九千円に歳出の方で費目設置で一千円計上しておりましたので、 議長(立石隆教)

教

育次

長

議長 (立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (立石隆教) 第十四款・県 支 出 金

六番 (小辻隆治郎) 十四款、二項、 四目、 ながさき農山村活性化支援事業と次の五目の 商工費県補助 金 しまの芸術文化

小

辻

議

員

コーディネート支援補助金の内容をお伺いします。

議長(立石隆教) 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長

(松本充司)

お答えいたします。

- 16 -

七千万円を事業

置分の経費が来るという内容でございます。 中間地点に落花生の展示圃場を設けておりまし に栽培をしてもらっている訳ですけど、 落花生の生産拡大プロジェクト事業というのを行なっておりまして、 の質問 のながさき農山村活性化支援事業補助 面積が委託分で約一町です。その中の約十三アール程度、 て、 この分の種代とか肥料代、 金につきましては、 町の委託を受けて『公社』の方と民間 ご存知のように今年度、落花生の マルチ代、その分について県の方から 大浦と笛吹在 生 産 拡大の 0  $\mathcal{O}$ うようど 方二名 ために

議長 (立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長 (熊脇一也) お答えいたします。

光物産局というのがございまして、おぢか国際音楽祭の実行委員会の運営を図るために、ここから五十万円頂いております。 しまの芸術文化コーディネート支援補助金でございますけども、この事業につきましては、 長崎県の企画 [振興部、 文化観

議長 (立石隆教) 県支出金、 ほかに質疑はありませんか。

七番 予算で確か三千万ほど上がってあったと思いますけども、 英明) ふるさと雇用再生特例基金事業補助金が、二百五十二万三千円計上されておりますけども、 それで今回補正した理由をお尋ねします。 これは当

議長 (立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(熊脇一也) お答えいたします。

利用をしたいと思いまして、今度、 活動辺りにも県の補助が付くよと、全額これは県の補助でございまして、 後、県の方から、 たしまして、 ふるさと雇用再生特例基金事業につきましては、 当初予算で九百五十五万円、この事業に関しましては上げてご承認をいただいておりましたところです。 そこに雇用している方が自ら旅行業者の会社辺りへ出向いて行きまして、 計上させていただいております。 歳出の方でも出てきますが、ニューアイランドツーリズム促進事業とい 付くということでございますので、それなら有効 広報活動といい 、ます その

(立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

県支出金、

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長

(立石隆教) 第十七款 繰 入

金

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(立石隆教) 第十八款 金

> 伊 藤 議 員

九番 (伊藤忠之) 前 |年度分の繰越金の内容の説明を らお願い

議長 (立石隆教) 財 政 課 長

財政課長 (中川一也) お答えいたします。

四千三百万余り、 大きかったことと、特別交付税の予算見積が過少見積であったということでございます。 この繰越金が補正で大きく伸びた原因は二つございまして、一つは離島開発総合センター繰越事業に係る分の執行残金が 特別交付税の過少見積の分が八千八百万程ございました。そういうことで、今回 それぞれ、 繰越事業の残 増額の補正計上となっ 金額で約

議長(立石隆教) ほかに質疑はありませんか。 た訳でございます。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (立石隆教) 第十九款・諸 収

三番(宮﨑良保) 地 域の文化芸術活動支援事業助成金として二百七十万、 出ておりますけども、 この内容説明をお願 1

宮

﨑

議

員

ます。

議長(立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(熊脇一也) お答えいたします。

万を助成してもらうことになったということで、 の財団法人であります『地域創造』というところから音楽祭へ実行委員会へ助成金を頂いておりますので、今度も二百七十 この地域の文化芸術活動支援事業助成金というのは、 計上させていただいております。 音楽祭の実行委員会への助成金でございまして、ここ何年か、

議長 (立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(立石隆教) 第二十款・町

債

六番 (小辻隆治郎) 農林水産業債、過疎債(ソフト分)について、 お伺いします。

芸用燃料に対する計上ですけども、 他に例えば、 『小値賀交通』 とか、 或い は **型担** V 手公社』とかそれに対してもソフ

小

辻

議

員

いうもの ト分の過 一球債というものが最近、昨年度から付くようになりました。 説明ありましたかね。 何 か、 ソフト部分に過疎債が付くという一つの基準

### **議長(立石隆教)** 財政課長

# 財政課長(中川一也) お答えいたします。

その予算枠を通り越してしまっております。そういう状況で満額借りても、まだ充当先があるような現状でございます。 賀町への予算枠、 といいますか、色々とストーリーとか、そういったものを整備すれば幾らか拡大傾向にあると思いますけれども、 然地域振興もそうですけれども、ソフト事業に充当することが出来るというふうになっております。その辺は、 きないという部分で医療の確保とか集落の維持とか、そういったことも含めて高齢者対策とか、そういったことも含めて当 中々過疎債でハードを整備しても、尚且つ、 この件につきましては、 過疎債のソフト分の予算枠が今年度五千五百四十万ですけれども、もう既にそういった事業を集めますと、 過疎債のソフト事業充当ということが、創設された時に一度ご説明したかと思いますけれども、 過疎の状況が厳しいということで、住民の生活が安心安全な生活が中々確 かなり基準 小値

### 議長(立石隆教) 小 辻 議 員

六番 すけども、まだそれ以上に充当できる訳、 (小辻隆治郎) もう少しちょっと、 分かりにくかったんですけども、今、 五千五百四十万までが充当できる訳ですか。 五千五百四十万、 充当しているという話で

### **議長(立石隆教)** 財政課長

# 財政課長(中川一也) お答えいたします。

小値賀町に配分できる最大枠が、 その枠になっているということでございます。

### **議長(立石隆教)** 小 辻 議 員

でのソフト部分については、 六番 (小辻隆治郎) そうすると、例えば、ハード事業というものがあって、その中に言わば魂を入れるというような意味 過疎債もOKと、ソフト部分についてもOKということになりますか。

#### 以 長(立石隆教) 財政課長

なろうかと思います。 (中川一也) 事業によるということになりますので、 ハード事業の分とソフト分とは、 予算枠が別という、 確実ということではございませんが、 同じ過疎債でも種類が違うというふうな そういった感じには

配分枠が違うというふうなことになろうかと思います。

**議長(立石隆教)** 町債、ほかに質疑はありませんか。

浦 議 員

七番 いるというふうに聞いておりますけども、その下の小学校債三千百五十万円についても、これは四五%ですか。 英明) 同じところの質問なんですけども、 この燃油高騰対策事業は昨日の一般質問で、四五%を一 応補: お尋ねしま 助 して

**議長(立石隆教)** もう一度、お願いします。

七番 は五五%だと。そしてこの三千百五十万、これは簡単にそしたら説明願います。これは何ですか。 かなとか思いまして、先程、説明がありましたけど、七千万の分を国庫補助金で三千八百五十万計上しておりまして、 (浦 英明) 三千百五十万の小学校債が計上されておりますけども、この分が要するに、これは小学校の解体費の分

議長(立石隆教) 財政課長

財政課長(中川一也) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、 補助残の分が全てこの起債で対応するという格好になっておりますので、 計算上は四五%とい

うことになると思います。

**議長(立石隆教)** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第二款·総 務 費

宮﨑議

員

ありますので、 を百万計上しております。 (宮﨑良保) 本年はどのように考えているのか、その内容説明をお願いします。 八目の十九節の負担金、 これは、昨年から始まった訳ですけども、昨年は一回しか、 補助金及び交付金ですけども、 空港利用促進補助金としてチャー その利用客が無かったということで ĺ 0 補 助金

**藏長(立石隆教)** 産業振興課長

**産業振興課長(熊脇一也)** お答えいたします。

議員さんおっしゃいますとおり、昨年、 年末年始、 また三月に一応、 試験的に企画した訳でございますが、 あいにく年末

円をというようなことで、その四回分ぐらいで百万という範囲でやってみたいというふうに考えております。 それから、燃油の高騰等がございまして、昨年の暮れよりも一回の往復の単価が上がっておりますけども、一応、二十五万 て一回やってみたいということもございますので、 の日に関しましては、 悪天候ということで利用者が最後の日に一名というような形になりました。今回も、 夏の盆辺りにですね、一回やってみようかということもございまして、 一年を通

**議長(立石隆教)** ほかに質疑はありませんか。

小辻議員

**六番(小辻隆治郎)** 今の空港に関連して質問します。

ますけども、そういう法規的な或いはそういうようなことはクリアしたんでしょうか。 我々議員団が佐賀航空に行きましたけども、後で何か色々運輸省とかの関連で少し頓挫したというような経緯が

**議長(立石隆教)** 産業振興課長

産業振興課長(熊脇一也) お答えいたします。

そういうのに関しては、 るように聞いております。議員さんの質問のような、それからのそういったことに対しますクリアすべき事項といいますか 不定期便等辺りの定例化といいますか、常に行うようにするためには、色々な機関との許可とか運航とか色々なものがあ 未だ出来上がっておりません。

**議長(立石隆教)** 小 辻 議 員

六番 (小辻隆治郎) 財産管理費の役場の庁舎の二千五百六十四万円の点についてお聞きします。

を考えておるのか。 町長の説明では、 クーラー関係がもういかれて、 そして、基金は現在のところ、どのくらいあるのか、 そろそろ換え時か修理時かというお話でしたけども、 お伺いします。 どのくらい

**議長(立石隆教)** 総務課長

総務課長(西村久之) お答えします。

るかというようなことまで考えておりますので、 費が毎年のように計上されていると思いますけども、 んじゃないかなというふうに予測しております。 先程、 町長の説明にもありましたように、出来上がってから二十三年以上経っております。 その事業費自体は、幾らになるか分かりませんけども、三千万程度はなる それをもう二十三年ですので、 大幅に換えるか、 ちょくちょく空調関係 全体的に見 直 直しをす

それと、現在の庁舎建設基金の残額です。二十二年度末でですね、一応、 以上です。 五千八十三万三千円、 基金には計 上してありま

**議長(立石隆教)** 小 辻 議 員

ますが、それについては、どう思いますか。 み立てんでも良いのではないかと。むしろ、 ぐらい掛かると、そうすると、あとまだ四千五百万ぐらいあるという訳ですが、三千万ぐらいの修理費で済むのなら別に積 六番 (小辻隆治郎) そうすると、合計で今のところ七千五百万ぐらいですかね。そういうことになると、修理費が三千万 振興基金とかそういうところに積み立てた方が良いんじゃないかという気もし

**議長(立石隆教)**総務課長

総務課長(西村久之) お答えします。

立てたいというふうに考えております。 考えますと、全体的には一億ぐらい持っとかないかんかなという考えで、積む予算的なものがあれば、毎年幾らかずつ積み 空調関係だけ今申し上げましたけども、他 の所も段々経年することによって傷んできますので、その修理も色々総合的

**議長(立石隆教)**総務費、ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第三款·民 生 費

万また組んでおりますけども、どういう訳で組んだのか、これの説明をお願いします。 (岩坪義光) 項の一 貝 十九節の中に社協、 当初でも五百万上がっておったと思いますけども、 今度、 補正で五

岩坪

議

**議長(立石隆教)** 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

社会福祉協議会におきましては、 一千万程、 老人会、 母子会、ボランティア育成、そういった事業を受け持ってもらっております。そういう中で、町としても以 補助金を流しておりました。 町の社会福祉業務を一部移管しておりまして、 ところが、平成十八年度に介護保険が始まって、 赤十字事業とか心配事相談、 それの収入が七千万ぐらい 或い は民

う補助金に戻したいというようなことで、当初予算五百万計上しておりましたけども、 には二千万ちょっとというぐらいまで、減少する見込みですので、 一千万を補助金ということで流したいというふうに考えております。 |金で積み立てることが出来たというようなことで、 しばらく補助金をカットしておりましたけども、この基金が今年度末 従来の形の )補助率、 約七割程度なんですけども、こうい 今回五百万計上させていただいて、

**議長(立石隆教)** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第四款・衛 生

費

「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第五款・農林水産業費

六番 ですけども、 区とは思うんですけども、 (小辻隆治郎) あの橋はその重さに耐えられるのか、 三項・水産業費、 結構、重量のある四トン、十トントラックが行くと思います。 漁港建設費の工事請負費ですけども、 どういう経路を使っていくのか、 小值賀漁港残土処理用地 あそこには未だ養鶏場もあると思うん あそこには少し橋があると思うん 確 保事 西目 0 地

小

議

**議長(立石隆教)** 建設課長

です。その関係は影響ないのか。

お伺いします。

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

すけども、十トン車が通っても今のところ大丈夫じゃないかなというふうに考えております。 があると思いますけども、 ですけれども、 この稗崎地区の残土処理の場所の経路としましては、今、 小辻議員が言われたように、橋を渡って、稗崎のその場所に入るんですけども、 あそこに一旦、土砂を仮り置きして、 農道がですね。その途中から、『古川建設』の昔の『古川建設』の資材置き場から左に入って、 水を切った後にですね、今度は過疎基幹農道とい 黒島の橋よりも先の方に、 養鶏場は通りません。で、 資材置き場が埋立地があると思うん って大浦に抜ける道

以 長(立石隆教) 小 辻 議員

けども、 六番 (小辻隆治郎) そのままの 状況で今残っております。 大丈夫かなというような気は、 ただ、 私、 その時に、 実感としてあります。 十トントラックが通ることは、 昔は子どもの頃、 今の状況を予想しているの よくあそこで遊びました

かなと、そういう強度を持っているのかなというふうに不安がありますけども…。

#### 議長(立石隆教) 建設課 日

# 建設課長(升水裕司)お答えいたします。

議長 ども、それから用地費を引いてもですね、そういう町道の補修費に充てられるだけのお金が入って来る予定ですので、 が割れておりますけれども、そういう補修も含めてですね、今回、残土処理場の土捨ての土の残土処理料金としましてです 一度ですね、その橋の部分を調査をもう一回かけまして、難しいようであれば補強をしたいというふうに思っております。 その橋の手前の方の橋との段差がですね、少し今、 一立米当たり六百三十円頂くようにしています。それで、全体で一千八百、一千何百万かのお金が入って来るんですけ (立石隆教) ほかに質疑はありませんか。 割れています。橋にかかる手前の方の道路との境界ですけども、 議

九番 道に替えるという、 (伊藤忠之) 三項、 そのまず目的ですかね。 四目の同じく漁港管理費ですね、十五節の工事請負費、 内容の説明をお願いします。 これがですね、 前浜公園のトイレを下水

### **議長(立石隆教)** 建設課長

# 建設課長(升水裕司) お答えいたします。

ては、 点もあるんですけれども、 たりとかでですね、中々気付かない時もありまして、これが溢れ出る時もたまにあります。うちの方の管理が行き届かない し尿のタンクが満杯になったら警報が、パトランプが回るような装置を付けてるんですけども、これが回ったり回らんやっ この前浜公園のトイレは水洗化の準備はいたしておりましたけれども、 管路工事を百三十メーター、それと圧送ポンプを一式付けて二百十万円で今、見積もっております。 そういう点を解消しようということでですね、 今回、下水道に接続しまして、その設備としまし 未だ今のところ汲み取り式で、 タンクがですね

#### **藏長(立石隆教)** 伊藤 議員

ですけども、大体、二百十万で足りますか。 (伊藤忠之) 工事費が二百十万ということですけども、これより、 もうちょっと掛けても良いんじゃないかと思うん

### **議長(立石隆教)** 建設課長

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

管路に繋ぐ工事をすれば良いということで、これぐらいの金額になろうかなというふうに思っております。 ここのですね、 トイレの中の便器とか手洗いとかは水洗化にされるような設備をしております。 ただ、あと外でですね

議長 (立石隆教) 伊 藤 議

九番 (伊藤忠之) あそこにも、ちょっと橋が架かってますんで、黒島みたいに鉄の鋼管かなんかで渡す訳ですか。

議長 (立石隆教) 建 課

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

多分、ボックスカルバート、暗渠があるんですけれども、 その横面にですね、おそらく鉄管になるかと思いますけれども、

三番

(宮﨑良保)

議長 ビス止めで固定していくというふうに考えております。 (立石隆教) ほかに質疑はありませんか。 宮 﨑 議 員

議長 (立石隆教) 産業振興課専門幹

たのですか。その内容的なものを説明をお願いします。

のがあります。多分、ブロッコリーの移植機だろうと思うんですけども、これは半移植機じゃなくて、

三目・農業振興費のですね、十九節・

負担金、

補助及び交付金の中で、

野菜半自動移植機補助

金という

全自動は考えなかっ

いしですね、それであればということで、二台を予定しております。 たんですけども、 産業振興課専門幹 全自動ではちょっと使いにくいという話を聞きまして、半自動を考えております。半自動の (蛭子晴市) 言われるとおり、全自動ではなくて、半自動を考えております。 園芸部会の方とも話 方がだい は

議長 (立石隆教) 農林水産業費、 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (立石隆教) 第六款・商 工 費

伊 藤 議 員

(伊藤忠之) 四目のじげもん振興費の件でお伺い いたします。

これによると、 大幅に落花生を作るようですけども、 この今回、備品を購入してますんでね、 この備品 の購入の管理者は

どこですかね。

(立石隆教) 産 業振興課専門幹

有財産ですけれども、 産業振興課専門幹 (蛭子晴市) 『担い手公社』に管理してもらいたいというふうに考えております。 作業等を『担い手公社』の方に委託しておりますので、 備品 の管理も委託、 基本的 には

議長 (立石隆教) 伊 藤 議 員

九番 で『担い手公社』 (伊藤忠之) のですね、 この落花生のですね、例えばプロジェクトを組んで作業員とかを編成していると思うんですが、 指導員とか研修生もその中に入っていますか。

議長 (立石隆教) 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹 (蛭子晴市) お答えいたします。

必要に応じて指導員には指導をお願いしたいというふうには考えております。 指導員とか研修生は含んでおりません。緊急雇用で二名を雇い入れておりますので、その二名にしてもらいます。 それと、

議長 (立石隆教) 伊 藤議

九番 れから『担い手公社』が五反、全部で一ヘクタールですたいね。それを二人で対応できますか。やっぱり必要に応じて『担 きをしていいのかなということがちょっとありますんで、そこら辺をもうちょっと詳しくお願いします。 い手公社』の指導員とか研修生を受け入れるということですけども、その場合によってはということで、 (伊藤忠之) 緊急雇用で二人で対応するということですけども、結局、 落花生を作るにはですね、各農家が五反とそ 私もどこまで線引

議長(立石隆教) 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹 (蛭子晴市) お答えいたします。

基本的には二名で行いたいというふうに考えておりますけれども、 作業的に手が掛かる場合にはですね、 そういう方向

議長 お願いしたいと思っております。 (立石隆教) ほ かに質疑はありません

小 辻 議 員

六番 (小辻隆治郎) 今のに関連して質問をします。

1

かりじゃなくて、 の小値賀の本土でもやることになりました。大変、前向きで良い事だと、そういうふうに考えますけども、その単に作るば よいよ、笛吹本土でですね、 これを製造して製品にして、そしてそれを売るというような方向で行くんでしょうけども、 夢であったというか、 納島地区の落花生に対応した生産力増強というような形で、 それの指導員 こっち

とか何とか 例えば納島辺りから指導員を連れてくるとか、そういうようなことも考えての製造ですか。

#### 議長 (立石隆教) 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹 (蛭子晴市) お答えいたします。

うふうに思っております。 時期をちょっとずらしておりますので、今回の分はですね。そこら辺で、本場の千葉辺りの指導も頂きながら行いたいとい おりますし、既に頂いております。 納島の既に作っている人がある程度の技術を持っておりますので、そういう人からの指導も頂きたいというふうに思って しかし、今、 小値賀町内で作っている作付け時期と今回、 私たちが試験的に作る作付け

四番 議長 (立石隆教) (末永一朗) 十八節の備品購入費の中で真空パック機械を買うようになっておりますが、 ほかに質疑はありませんか。 末 永 議 この 員 前、 産建の委員会

個人にも使う人が居れば貸してくれるようなことを言ってましたが、貸すとするならば、

どのくらい

の使用料を取るの

中

か、説明をお願い します。

議長 (立石隆教) 産業振興課専門幹

産業振興課専門幹 (蛭子晴市) お答えいたします。

利用者の皆さんにまず知ってもらうのが大事だというふうに考えております。 使用料というの は、今のところ考えておりません。これを利用することによって、 これが本当に有効なんだというふうに

議長 (立石隆教) 商工費、 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (立石隆教) 第七款・土 木

小 辻 議 員

六番 (小辻隆治郎) 二目のですね、 需用費の修繕料の内容のご説明をお願いします。

(立石隆教) 課 長

建設課長 (升水裕司) お答えいたします。

れは、 主にですね、交通安全対策としてですね、カーブミラーを四箇所とガードレール三十三メーターを見込んでおります。 町の『交通安全協会』の方からもですね、 危険箇所ということで指摘を受けておりますので、そこの改善を行おうと

思っております。

ほ カコ

に質疑はありません

坪

こをする時、こういうことは考えておらんやったってしょうかね。 八番 三項の 一目・住宅管理費、この中で新小浜団地集会所緑化工事が出ておりますけども、 今度、こういうふうに芝を張るということは、 これは最初あそ

議長 (立石隆教) 建 課

の地区から相談のあったってしょうか。その点をお願いします。

建設課長(升水裕司) お答えいたします。

いうことで、地元の方とは、そういうふうに合意いたしまして、今回、芝を張るようなことで計上させていただい た。そういう中で、 ですから、一応、今年、 飛んで、洗濯物が汚れるとか通行人に通行する時に砂が飛んで来て目に入るとか、そういうふうな苦情が多数出ましたもん 強く当たるものですから、 ったんですけれども、 地ということで二箇所、 ここの小浜団地の集会所が、昨年完成したんですけれども、広場を二箇所、 色んな案が出たんですけれども、 一応、 小浜町のですね、 造っているんですけれども、その時に、よく検討して最初から緑化すればよかったのかもし その真砂土が乾燥した上に、その風が吹いて、風下の方の住宅の方に家屋の方に民家の 真砂土を入れて整地しております。それで、特にあそこが秋から冬場にかけての 住民の皆さんに全部集まっていただいて、 芝を張ることがですね、一番、 造っております。子ども達の ゴミも飛ばないし緑化も繋がるからと 集会所でですね、 一応、 協議をしまし 北 び場とあ 風 方に砂 ておりま れ な が か

(立石隆教) ほ かに質疑はありません か。

(「質疑なし」と呼ぶ者あ ŋ

議長 (立石隆教) 第八款

土 Ш 議

十八節の備品購入費、 (土川重佳) 三目• 消防施設費、 小型動力ポ ンプ付積載車、 十五節ですね、 何分団か、 工事請負費の二千八百四十万と、 ちょっとご説明お願い 1 どこの地区の場所を整備するの たします。

議長 (立石隆教) 総 務 課

(西村久之) お答えします。

この工事請負費につきましては、場所を言います。高校のすぐ先の田んぼの上に防火水槽 博さんの前の防火水槽、 それと浜津の消防署の平さんの前の防火水槽の三箇所です。 がありますね。 あそこと柳の土

それと、小型動力ポンプにつきましては、 四分団と八分団と十分団の分でございます。

議長(立石隆教) 土 議

五番 (土川重佳) 今、 総務課長から説明がありました。これはあくまでも水槽は整備ですか、修理なんですか。

議長 (立石隆教) 課

総務課長(西村久之)

議長(立石隆教)

一応、作り直すということで考えております。

ほかに質疑はありませんか。

九番 とも大浦のあそこみたいに地下に埋めるのか、工事の方法はどっちですか。 (伊藤忠之) 防火水槽のことでお伺いしますが、新しく造るということで、 現在のままの地上の上に造るの か、 それ

伊 藤

議

員

議長 (立石隆教) 総 務 課 長

総務課長(西村久之) お答えします。

危険な部分がありますので、出来るだけ地下の方にするように計画をしております。

議長 (立石隆教) 伊 藤 議

九番 の要望はありませんでしたか。 久敏さんの工場のあるでしょう。 (伊藤忠之) その場所についてですね、一件、浜津後目の平君のあそこよりもですね、 あそこの角がですね、一番やっぱり危ないと思うんですよ。 あそこは別に地 私は、今、 細川の材木、 元の分団から 升水

議長 (立石隆教) 総 務 課

総務課長 言った平田さんの手前の所は、 I.**(西村久之)** 一応、浜津の方から要望があったのが、その平さんの所だったので、そこを一応は考えております。 今のところ上がってきてはいないようです。

議長 (立石隆教) 伊

(伊藤忠之) 人間も通られんような状態ですので、 私から言わせれば、本当はあそこが一番危ないんですよ。それとですね、防火水槽の竹が傍まで来てで これは総務課長にお願いですが、もう一回ですね、 地元の分団と話し合って、

団ともう一回話してもらえませんか。一箇所は一箇所でも良いですけども。 もしも浜津で一箇所だけっていうことになるとですね、 私なら、あそこを工事を行なって欲しいと思うんですが、 現場を見てもらって下さい。 地元の 分

議長(立石隆教) 総務課長

管理していただきたいというふうに思っております。 に綺麗にしておいて、いつどんなことがあっても良いように整備してもらうのが、消防団員のあれなので、 総務課長(西村久之) 一応、竹とかそういうふうなものは、分団で管理してもらうようになってるんですね。 一応、浜津の分団とも、今回工事をする訳ですので、その折に一応、話をしてみたいと思いますが あの防火水槽の周りは消防団員が常 その辺は分団で

**議長(立石隆教)** 消防費、ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第九款・教 育

議

すけど、内容を尋ねます。 七番(浦英明) 先程、 歳入の方で説明がありましたけども、 小学校のですね、 解体工事。 一般財源を一千円減額し

**議長(立石隆教)**教育次長

教育次長(尾﨑孝三) お答えいたします。

ますので、一般財源の 当初、費目設置で一般財源を一千円充てておりました。それで、七千万円を工事費ということで、 一千円が不要となったということです。 補助と起債等で対処し

議長(立石隆教) 浦 議員

七番 円でもよかったんじゃないですか。 六千九百九十九万九千円と、半端だったものですからですね。しかし、費目設置で上げておったんであっても、七千万一千 英明) その説明で分かりましたけども、やっぱり七千万円で上げておったんだったら、まあ良いんですけども、

成長(立石隆教) 教育次長

**教育次長(尾﨑孝三)** お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、それも良いと思います。

(立石隆教) ほ かに質疑はありません

> 伊 藤 議 員

すが、 九番 予定通り夏休み頃から解体を行ないますか。 この解体工事ですけれども、東日本の災害の時でちょっと延びるんではないかという不安もあったんで

議長 (立石隆教) 建 設 課 長

建設課長 (升水裕司) お答えいたします。

一応 解体工事の日程としましては、夏休み過ぎの九月から着工で十一月の半ばで終わる予定で、今のところスケジュー

ルを考えております。

議長 (立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長 (立石隆教) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

九番(伊藤忠之) 今の教育費の中でですね、 四項の小値賀中学校の中の二十節の扶助費、 伊 これは当初予算では四万二千円 議

上がってまして、 また今回補正をしておりますが、 この内容の説明をお願いします。

議長 (立石隆教) 教 育 次 長

教育次長(尾﨑孝三) お答えいたします。

年生なんですけど、 この扶助費につきましては、四月にですね、生活保護の該当がありまして、要保護世帯ということで、 それに対する扶助費でございまして、 修学旅行に対する旅費の補助でございます。 修学旅行が中学三

議長 (立石隆教) 伊 議

九番 (伊藤忠之) 十六頁の観光費でですね、委託料、 ニューアイランドツーリズム促進事業の委託料、 この内容の 説明を

お願いします。

議長 (立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長 (熊脇 也 お答えいたします。

辺りに事業を行なう訳でございますけども、そういった時に、どうしても直接、 この事業につきましては、 歳入の方でも少し答弁をいたしましたけども、『IT協会』が大人向けとか個人向け体験観 旅行業者やそういった関連の 所 出 向 て 光

ります。 そういったことで『IT協会』に営業に関する旅費に新たに補助が付くようになったということで、 誘致をお願いするということで、だいぶ感触が違うということもございまして、これは全額、 県の補助になりますけども、 計上させてもらってお

議長 (立石隆教) 伊 藤 議 員

九番 (伊藤忠之) その下の観光窓口業務の委託料も関連してますか。

議長 (立石隆教) 産業振興課長

産業振興課長(熊脇一也) お答えいたします。

ニューアイランドツーリズム促進事業委託料とは、 別個でございます。

議長(立石隆教) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) しばらく休憩します。

(執行部、退席)

(別室にて、 自由討議)

議長

(立石隆教)

再開します。

お諮りします。

議長

(立石隆教)

本日は、

これにて延会いたします。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

異議なしと認めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) これにご異議ありませんか。 本日の会議は、これで延会したいと思います。

憩

午 前

午 前 時

分 分

再 開

時 四十八

- 32 -

一 午 前 十一 時 四十九 分 延 会 -